

千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業に係る実施方針等について

千葉市では、南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業を効率的かつ効果的に行うため、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用するDBO（Design Build Operate）方式による実施を想定した、実施方針等を決定しましたので、お知らせします。

1 実施方針等の概要

(1) 事業概要

千葉市南部浄化センター内の指定した場所に民間事業者が施設を設計・建設し、運営及び維持管理（製造される燃料化物の買取、利用先の確保及び運搬を含む。）を実施するもの。

(2) 事業実施場所

千葉市中央区村田町893番地内

(3) 施設規模

汚泥燃料化施設 60wet-t / 日 × 2炉
炭化方式又は乾燥方式

(4) 事業方式

DBO方式

※事業者には設計・建設の一括発注と、運営・維持管理等の一括発注を包括して発注する方式

(5) 事業期間

令和5年度～令和30年度

2 実施方針等の公表

(1) 公表日

令和3年12月15日（水）

(2) 公表方法

市ホームページ

【URL】 https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokanri/shisetsu/nanbu_nenryouka.html

(3) 公表内容

ア 実施方針

※「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」の規定に準じて事業の概要等を記載したもの。

イ 要求水準書（案）

※本市がDBO方式による事業実施において要求する仕様やサービス水準を示したもの。

3 今後の予定

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 入札公告 | 令和4年 4月 |
| (2) 落札者の選定 | 令和4年11月 |
| (3) 事業契約締結 | 令和5年 3月 |
| (4) 設計・建設 | 令和5年度～令和10年度 |
| (5) 運営・維持管理 | 令和8年度～令和30年度 |